

施設概要

（再掲）

児童館・児童センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に定める児童厚生施設として、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的にしています。

名 称	柳津児童館（昭和49年7月開設）
所 在 地	岐阜市柳津町丸野1丁目34番地
建物の概要	構 造 鉄筋コンクリート造2階建のうち2階部分 敷地面積 2,698.00㎡ 延床面積 681.55㎡ 施設内容 事務室・遊戯室兼大集会室・幼児室・図書室・ 創作活動室・駐車場
そ の 他	放課後児童クラブの開設場所になっています。